

令和8年司法試験受験案内

司法試験委員会

1 出願

【出願期間】

電子出願 令和8年3月9日（月）午前9時30分から同年4月2日（木）午後11時59分（受験手数料の納付完了を含む。）まで

郵送出願 令和8年3月19日（木）から同年4月2日（木）（同日までの消印有効）まで

【受験票について】

電子出願 令和8年4月30日（木）、「司法試験試験受験票」を通知開始予定

郵送出願 令和8年5月22日（金）、「司法試験受験票」を発送予定

※ 令和8年6月1日（月）までに到着しない場合は、お問い合わせください。

2 試験日程

【試験期日】

令和8年7月15日（水）、16日（木）、18日（土）、19日（日）

【時間割及び試験科目】

各試験期日の受付終了時刻までに各試験会場において受付申出をしなかった場合、それ以降の受験はできません。試験開始時刻に試験室に入室していない場合も同様です。

着席時刻後は、原則、試験室からの退室を認めません。

試験期日	受付開始時刻	受付終了時刻	着席時刻	試験時間	試験科目
7/15(水)	8:30	9:00	9:10	9:30~12:30 (3時間)	論文式試験 (選択科目)
	—	—	13:30	13:45~15:45 (2時間)	論文式試験 (公法系科目第1問)
	—	—	16:15	16:30~18:30 (2時間)	論文式試験 (公法系科目第2問)
7/16(木)	9:00	9:30	9:40	10:00~12:00 (2時間)	論文式試験 (民事系科目第1問)
	—	—	13:00	13:15~15:15 (2時間)	論文式試験 (民事系科目第2問)
	—	—	15:45	16:00~18:00 (2時間)	論文式試験 (民事系科目第3問)
7/17(金)	—	—	—	—	—
7/18(土)	8:30	9:00	9:10	9:30~11:30 (2時間)	論文式試験 (刑事系科目第1問)
	—	—	12:30	12:45~14:45 (2時間)	論文式試験 (刑事系科目第2問)
7/19(日)	9:00	9:30	9:40	10:00~11:15 (1時間15分)	短答式試験 (民法)
	—	—	11:45	12:00~12:50 (50分)	短答式試験 (憲法)
	—	—	14:00	14:15~15:05 (50分)	短答式試験 (刑法)

【短答式試験成績発表】

令和8年8月6日（木）午後4時予定 法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>)

【短答式試験の成績通知について】

電子出願 令和8年8月中旬、「司法試験結果通知書」を通知開始予定

郵送出願 令和8年8月中旬、「短答式試験成績通知書」を発送予定

【合格発表】

令和8年11月11日（水）午後4時予定

※ 発表方法等は、後日、法務省ホームページ (<https://www.moj.go.jp/>) でお知らせします。

令和8年12月2日（水）、官報公告

【合格通知及び成績通知について】

電子出願 令和8年11月中旬、「司法試験結果通知書」及び「司法試験合格者証」を通知開始予定

郵送出願 令和8年11月中旬、「司法試験成績通知書兼合格通知書」を発送予定

【合格証書授与】

令和8年12月上旬

3 試験地

原則全国 47 都道府県

- ※ 受験希望エリア内に設置される試験会場の定員を受験希望者数が上回る場合、抽選により選定し、抽選に漏れた方には、当該エリア外の空席のある試験会場（近隣の都道府県を含む。）を指定します。また、受験希望エリア内の受験希望者数が極めて少ないときは、当該エリア内に試験会場を設置せず、当該エリア外の空席のある試験会場（近隣の都道府県を含む。）を指定する場合があります。
- ※ 受験特別措置を希望される方については、受験希望エリア、措置内容及び試験会場の施設状況等を考慮して、試験会場を指定します。
- ※ 試験会場の詳細は、令和8年4月下旬頃までに決まる予定であるため、決定後、速やかに官報及び法務省ホームページでお知らせします。

受験願書等の提出先及び各問合せ先等は、以下を参照してください。

なお、マイナポータルはこちらを参照してください。[（外部リンク、https://myna.go.jp）](https://myna.go.jp)



【受験願書、添付書類の提出先】

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省内） 司法試験委員会

【受験に関する問合せ先】

法務省大臣官房人事課 司法試験係

電話番号 03-3580-4111（代表）

問合せ時間 9:30～12:00、13:00～18:00（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除きます。）

【マイナポータルのログイン方法や操作方法に関する問合せ先】

[（外部リンク、https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default）](https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default)



【ログイン方法や操作方法以外のマイナポータルに関する問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話番号 0120-95-0178（自動音声ガイダンス）

問合せ時間 平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:30

【国家資格等のオンライン・デジタル化（デジタル庁）】

[（外部リンク、https://www.digital.go.jp/policies/government-certification）](https://www.digital.go.jp/policies/government-certification)



【国庫金キャッシュレスサービス「KOKO PASS」ご利用マニュアル】

[（外部リンク、https://kokopass.jp/danq/#manual_japanese）](https://kokopass.jp/danq/#manual_japanese)



司法試験に合格すると、司法修習生となる資格が与えられ、司法修習終了後は、裁判官、検察官又は弁護士となることができます。それぞれの詳細に関する問合せ先は、次のとおりです。

- ※ 法科大学院在学中の受験資格に基づき司法試験を受けて合格した方は、司法修習生の採用要件として、その合格発表の日の属する年の4月1日以降に法科大学院課程を修了したことが必要です（裁判所法第66条第1項）。

【司法修習について、裁判官について】

最高裁判所人事局任用課 03-3264-8111

【検察官について】

法務省大臣官房人事課 03-3580-4111

【弁護士について】

日本弁護士連合会 03-3580-9841

目 次

第 1	受験申込から合格発表後までの流れ	1
第 2	受験資格	3
第 3	出願手続等	3
1	出願方法	3
2	注意事項	4
3	提出書類	5
4	受験資格に関する事項	8
第 4	出願後の記載事項の変更	9
1	氏名、現住所、電話番号又は本籍地の変更	9
2	試験地（都道府県）等の変更	9
3	選択科目の変更	9
第 5	受験者に交付される書類	11
第 6	個人情報の取扱い	12
第 7	受験上の注意事項	12
1	携行品	12
2	注意事項	12
第 8	身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置	14
1	受験特別措置の申出	14
2	受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ	14
3	受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項	15
第 9	参考事項	17
参考 1	司法試験	17
参考 2	受験資格	18

第1 受験申込から合格発表後までの流れ

	【電子出願】	【郵送出願】
事前準備	<p>電子出願は、マイナポータルを利用します。 マイナポータルを利用するには、電子証明書が有効なマイナンバーカードのほか、出願に使用する機器及びマイナポータルのログイン（本人認証）方法に応じた事前準備が必要です。また、ログイン後は、マイナポータルの利用者登録も必要です。 詳細は、本紙3ページを参照してください。</p>	<p>（願書交付期間） 令和8年3月9日（月）から 同年4月2日（木）まで</p> <p>郵送出願を希望する場合、受験願書を郵送交付しますので、法務省ホームページを参照の上、受験願書の交付請求を郵送で行ってください。 なお、返信の到着が出願期間後となっても出願期間の変更はしませんので、十分に余裕をもって交付請求をしてください。 従来行っていた法務省への来省による交付及び法科大学院を通じた交付は行いません。</p>
出願における必要事項の入力・記入等	<p>（出願期間） 令和8年3月9日（月）午前9時30分から 同年4月2日（木）午後11時59分（受験手数料の納付完了を含む。）まで</p> <p>マイナポータルにログイン後、トップページから「さがす」、「証明書」の順で選択します。サービス・機能一覧が表示されますので「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下して「司法試験」を選択後、画面遷移に従って出願者情報を入力してください。</p>	<p>（出願期間） 令和8年3月19日（木）から 同年4月2日（木）（同日までの消印有効）まで</p> <p>受験願書に必要な事項を記入の上、出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）により提出してください。</p>
受験手数料の納付	<p>31,000円を、「国庫金キャッシュレスサービス」（KOKO PASS）を利用したキャッシュレス決済（Pay-easy（ペイジー））により納付期限内に納付してください。</p> <p>※ 電子出願は、受験手数料を納付して決済済みとなった時点で完了となりますので、必ず期限内に納付してください。</p> <p>※ 納付後、マイナポータルの「やること」から「進行中（処理中）」と表示された申請情報を選択することで、決済状況を確認できますので、決済済みであることを確認してください。</p>	<p>32,000円分の収入印紙（4枚以内）を消印しないで受験願書に貼り付けてください。</p>
添付書類の郵送等	<p>次に掲げる添付書類を提出する必要がある方は、出願時に、当該書面をスキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロードしてください。</p> <p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 在外公館が発行する在留証明書 ② 戸籍抄本又は除籍抄本（戸籍個人事項証明書又は除籍個人事項証明書） ③ 受験特別措置申出書 <p>※ 「障害や傷病の程度を証明する書類」等は郵送（「書留」扱い）により司法試験委員会宛てに提出してください。</p>	<p>次に掲げる添付書類を提出する必要がある方は、出願時に、当該書面を郵送（「書留」扱い）により司法試験委員会宛てに提出してください。</p> <p>（添付書類）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 在外公館が発行する在留証明書 ② 戸籍抄本又は除籍抄本（戸籍個人事項証明書又は除籍個人事項証明書） ③ 受験特別措置申出書及び障害や傷病の程度を証明する書類等

	【電子出願】	【郵送出願】
受験票の通知・発送	<p>令和8年4月30日（木）通知開始予定</p> <p>マイナポータルで「司法試験試験受験票」が発行されます。</p> <p>受験票は、マイナポータルからダウンロード・確認した上、必ず紙に印刷して、試験当日に持参してください（スマートフォン等の画面表示のみでは受験できません。）。</p>	<p>令和8年5月22日（金）発送予定</p> <p>紙媒体の「司法試験受験票」が発送されますので、試験当日、試験会場まで持参してください。</p>
短答式試験成績通知書の通知・発送	<p>令和8年8月中旬通知開始予定</p> <p>マイナポータルで「司法試験結果通知書」が発行されます。</p> <p>通知書は、マイナポータルからダウンロードが可能です。</p>	<p>令和8年8月中旬発送予定</p> <p>紙媒体の「短答式試験成績通知書」が発送されます。</p>
成績通知書等の通知・発送	<p>令和8年11月中旬通知開始予定</p> <p>マイナポータルで「司法試験結果通知書」が発行されます。</p> <p>また、合格者には、別途、「司法試験合格者証」も発行されます（司法試験法第9条に基づき授与される合格証書とは異なります。）</p> <p>通知書等は、マイナポータルからダウンロードが可能です。</p>	<p>令和8年11月中旬発送予定</p> <p>紙媒体の「成績通知書（論文式試験及び総合評価）」が発送されます。</p> <p>また、合格者には、併せて「合格通知書」も発送されます。</p>
合格証書の授与	<p>令和8年12月上旬</p> <p>出願方法にかかわらず、合格者には、司法試験法第9条に基づく合格証書が授与されます。</p> <p>具体的な授与手続等は、電子出願者は「司法試験合格者証」により、郵送出願者は「合格通知書」により、それぞれお知らせします。</p>	

【司法試験試験受験票、司法試験結果通知書及び司法試験合格者証の確認方法】

- 1 マイナポータルのトップページから「さがす」、「証明書」、「国家資格の登録・各種申請」の順で選択し、「司法試験」を押下してください。
 - 2 押下後、司法試験の情報が表示されますので、通知内容に応じた通知先を確認してください。
 - 司法試験試験受験票 「受験情報」を確認してください。
 - 司法試験結果通知書 「試験結果」を確認してください。
 - 司法試験合格者証 「合格／免除の情報」を確認してください。
- ※ マイナポータル操作マニュアルの「3章 マイナポータルを使う」（05 国家資格関連の手続に申請する-国家資格の登録・各種申請-）の「19: 資格情報・受験情報・試験結果を確認するも併せて参照してください。

（外部リンク、<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html>）



第2 受験資格

司法試験は、司法試験法（昭和24年法律第140号）（以下、「法」という。）に基づき実施されます。

司法試験の受験資格は、①法科大学院課程の修了若しくは②司法試験予備試験（以下、「予備試験」という。）の合格又は③法科大学院課程の在学及び法第4条第2項第1号に規定する学長の認定であり、受験期間は、前記①又は②の場合は、受験資格を取得した日後の最初の4月1日から5年、前記③の場合は、最初に司法試験を受けた日の属する年の4月1日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から5年を経過するまでの期間のいずれか短い期間です。

第3 出願手続等

1 出願方法

出願方法は「電子出願」又は「郵送出願」となりますので、いずれかを選択の上出願してください。「郵送出願」を希望する方は受験願書を郵送交付しますので、法務省ホームページを参照の上、受験願書の交付請求を郵送で行ってください。

従来行っていた法務省への来省による交付及び法科大学院を通じた交付は行いません。

(1) 電子出願の出願手続等

ア 事前準備及び出願手続

(7) 事前準備

電子出願は、マイナポータル上で行うため、電子証明書が有効なマイナンバーカードのほか、以下のとおり、出願に使用する機器及びマイナポータルのログイン（本人認証）方法に応じた事前準備が必要です。また、ログイン後は、マイナポータルの利用者登録も必要です。

詳細は、マイナポータル操作マニュアルの「2章 マイナポータルを利用するには」を参照してください。

（外部リンク、<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>）



1 スマートフォンを使用した出願

◆ スマートフォンを使用してログインする場合

- ・ マイナポータルアプリに対応したスマートフォン
- ・ マイナポータルアプリのインストール

2 パソコンを使用した出願

◆ ICカードリーダーライターを使用してログインする場合

- ・ マイナポータルを利用するためのパソコン
- ・ マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライター
- ・ ICカードリーダーライターをパソコンで使用するためのドライバのインストール

◆ スマートフォンを使用してログインする場合（パソコンに表示された二次元コードをスマートフォンで読み取ってログインし、マイナポータルの操作をパソコンで実施）

- ・ マイナポータルを利用するためのパソコン
- ・ マイナポータルアプリ及び二次元コードのログインに対応したスマートフォン（ログインのみスマートフォンを使用）
- ・ マイナポータルアプリのインストール

(イ) 申請

- マイナポータルにログイン後、トップページから「さがす」、「証明書」の順で選択すると、サービス・機能一覧が表示されますので「国家資格の登録・各種申請」から「資格を追加する」を押下して「司法試験」を選択後、画面遷移に従って出願者情報を入力してください。

- 詳細は、出願要領のほか、マイナポータル操作マニュアルの「3章 マイナポータルを使う」（05 国家資格関連の手続に申請する-国家資格の登録・各種申請-）を参照してください。

（外部リンク、<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0228.html>）



イ 出願期間

令和8年3月9日（月）午前9時30分から同年4月2日（木）午後11時59分（受験手数料の納付完了を含む。）まで

ウ 受験手数料の納付

受験手数料は、「国庫金キャッシュレスサービス」（KOKO PASS）を利用したキャッシュレス決済（Pay-easy（ペイジー））による納付となります。

具体的な納付方法や注意事項等は、本紙6ページの「Pay-easy（ペイジー）での受験手数料の納付方法及び注意事項」を参照してください。

(2) 郵送出願の出願手続等

ア 出願手続

交付を受けた受験願書に必要な事項を記入の上、出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）により提出してください。直接持参しても受理しません。

※ 受験願書の交付を希望する方は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載し、裏に差出人名を記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形2号【縦33.2cm、横24.0cm程度】に180円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの）を封入して、司法試験委員会宛てに郵送して請求してください（受験願書は令和8年3月9日（月）から交付しますが、郵送出願期間は、同年4月2日（木）（同日までの消印有効）までですので、十分に余裕をもって交付請求をしてください。返信用封筒がない場合は郵送しません。

受験願書請求先 〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1（法務省内） 司法試験委員会

イ 出願期間

令和8年3月19日（木）から同年4月2日（木）まで

※ 令和8年4月2日（木）までの消印があるものに限り受理します。出願期間を過ぎたものは受理しません。

ウ 受験手数料の納付

受験手数料は、受験願書の「収入印紙貼付」欄に、消印していない収入印紙を貼り付けて納付してください（現金・郵便切手・都道府県発行の収入証紙等は不可）。

2 注意事項

次の点に注意して出願してください。

- (1) 出願者情報の入力（受験願書の記入）及び添付書類等が完備していることを確認すること。
- (2) 北海道、宮城県及び沖縄県の受験希望エリアの選択は、現住所が当該道県内（受験特別措置を希望される方は、「又はその周辺」を含む。）にある方に限り、有効とします。
それ以外の方が選択した場合は、選択を無効として、適宜の試験会場を指定しますので、注意してください。
- (3) 受験手数料を納付後、マイナポータルの「やること」から、「進行中（処理中）」と表示された申請情報を選択することで、決済状況を確認できるため、決済済みであることを確認すること。【**電子出願**】
- (4) 出願期間内に司法試験委員会宛てに郵送（書留）で提出すること。【**郵送出願**】
- (5) 発送の際、消印の日付が出願期間内であることを必ず確認すること。【**郵送出願**】

3 提出書類【電子出願及び郵送出願】

出願には次の書類が必要です。書類が誤っていた場合や不足している場合には、出願期間内に補正を完了する必要があります。

なお、追加の書類提出を求められた場合は、封筒の表に赤字で「令和8年司法試験出願添付書類在中」と記載し、必ず郵便局の窓口で「書留」扱いにして郵送してください。

(1) 令和8年司法試験受験願書

電子出願の場合は、マイナポータル上で出願者情報を入力するとともに、写真データ及び必要書類（該当者のみ）をスキャン等で電子化し、アップロードしてください。

郵送出願の場合は、受験願書に必要事項を記入して写真を貼り付けるとともに、必要書類（該当者のみ）を受験願書に同封して郵送してください。

なお、受験願書は機械で読み取りますので、楷書で丁寧に記入してください。

貼付物等	注意事項等
ア 写 真	<p>【電子出願及び郵送出願】</p> <ul style="list-style-type: none">● 出願者本人のみ写っているもの● 出願前6月以内に撮影したもの● 正面・無帽・無背景のカラー写真であること● 前髪等で顔の輪郭や目元が隠れておらず、はっきり写っているもの● 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの（照明が眼鏡に反射したものは不可） <p>※ 写真は、試験当日の本人確認に使用しますので、不鮮明なものや上記の規格に適合しないものなど、受験写真として不適当なものは差替えをお願いする場合があります。</p> <p>【電子出願】</p> <ul style="list-style-type: none">● 写真データのファイル形式は、拡張子が「.jpg」のファイルのみ <p>※ 顔写真の縦横比率が9：7となるように調整してください。 ピクセル数は、縦710ピクセル、横550ピクセルを目安としてください。 本出願における添付可能なデータサイズの合計は9MB以下です。 添付が困難な場合は、司法試験委員会宛て連絡してください。</p> <p>【郵送出願】</p> <ul style="list-style-type: none">● 写真の裏面に氏名及び生年月日を記入の上、全面をのり付けし、受験願書の「写真貼付欄」にしっかり貼り付けること● 写真の大きさが縦45mm×横35mmのもの <p>※ 写真の規格はパスポート申請用の写真と同一規格です。</p> <ul style="list-style-type: none">● 頭頂から顎までが34mm程度のもの● 私物プリンタを使用して印刷する場合は、必ず写真用紙に鮮明に印刷すること

3 提出書類【電子出願及び郵送出願】(続き)

貼付物等	注意事項等
イ 受験手数料	<p>【電子出願】 3 1, 0 0 0円を、Pay-easy (ペイジー) により納付してください。</p> <p>【郵送出願】 3 2, 0 0 0円分の収入印紙(4枚以内)を消印せずに、受験願書の「収入印紙貼付」欄に貼り付けてください(現金・郵便切手・都道府県発行の収入証紙等は不可)。</p> <p>Pay-easy (ペイジー) での受験手数料の納付方法及び注意事項【電子出願】</p> <p>(納付方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マイナポータルの「やること」から「決済待ち」と表示されている申請情報を選択して「決済する」を押下してください。 2 専用サイトの画面(国家資格の各種手数料・税お支払サイト(KOKO PASS))に遷移し「お支払方法を選択してください」と表示されますので、「ペイジー」を選択し「お支払方法を確定する」を押下してください。 3 「ご利用に当たっての注意事項」画面で内容を確認し、「上記の注意事項を確認しました」をチェックし、「同意する」を押下してください。 4 「お支払内容の確認」画面で内容を確認し「確認して次に進む」を押下してください。 5 「ペイジー支払情報の入力」画面で、カナ氏名(全角)を入力し「入力内容を確認する」を押下してください。 6 「ペイジー支払情報の確認」画面で内容を確認し「確認して次に進む」を押下してください。 7 「お支払手続き情報」画面が表示されます。表示されたお支払情報は、Pay-easy(ペイジー)で納付する際に必要な情報ですので、画面を印刷・保存するなどして、内容を控えてください。 8 本手続完了時点では、納付は完了していませんので、「お支払情報」をもとに、御自身でPay-easy(ペイジー)を利用して、納付期限までに納付してください。 <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 納付期限は、以下のとおり、申請日によって異なりますので、注意してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請日が、令和8年3月30日(月)以前の場合 納付期限は、申請日から3日後の午後11時59分までです。 例えば、令和8年3月9日(月)に申請を行った場合の納付期限は、令和8年3月12日(木)午後11時59分までです。 納付期限を経過した場合は、「決済期限切れ」の通知がなされますので、再度、出願期間内に申請を行ってください。 ② 申請日が、令和8年3月31日(火)以後の場合 納付期限は、一律、令和8年4月2日(木)午後11時59分までです。 例えば、令和8年3月31日(火)に申請を行った場合の納付期限は、申請日から3日後の午後11時59分までではなく、出願期間の最終日である令和8年4月2日(木)午後11時59分までです。 令和8年4月2日(木)午後11時59分までに納付して決済を完了しなければ、有効な出願とは扱われず、再度の申請も行えませんので、注意してください。 ● 電子出願は、受験手数料を納付して決済済みとなった時点で完了となりますので、必ず期限内に納付してください。 ● 納付後、マイナポータルの「やること」から、「進行中(処理中)」と表示された申請情報を選択することで、決済状況を確認できますので、決済済みであることを確認してください。

(2) 添付書類（いずれの出願手続においても該当者のみ）

以下の書類について、**出願時に司法試験委員会宛て提出**してください。

いずれにも該当しない方は、提出書類は不要です。

	該当者	提出書類	提出方法	
1	日本国籍を有する方で海外にお住みの方	在外公館が発行する在留証明書	電子出願	スキャン等で電子化し、 マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は9MB以下 ※ 国外転出者向けマイナンバーカード では、マイナポータルの制限により、電子出願を御利用いただけませんので、郵送出願を御利用ください。
			郵送出願	受験願書に同封して郵送
2	司法試験において旧姓（戸籍上の旧氏名）使用を希望する方 ※最後の出願以降に、令和8年4月1日現在の氏名への変更届を提出している場合は不要です。	戸籍抄本（戸籍個人事項証明書） 又は 除籍抄本（除籍個人事項証明書） ※出願前6月以内に交付されたものに限る。	電子出願	スキャン等で電子化し、 マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は9MB以下
			郵送出願	受験願書に同封して郵送
3	過去に司法試験、旧司法試験第二次試験又は予備試験に出願し、最後の出願時の氏名と令和8年4月1日現在の氏名が異なる方 ※最後の出願以降に、令和8年4月1日現在の氏名への変更届を提出している場合は不要です。	戸籍抄本（戸籍個人事項証明書） 又は 除籍抄本（除籍個人事項証明書） ※出願前6月以内に交付されたものに限る。	電子出願	スキャン等で電子化し、 マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は9MB以下
4	法科大学院課程修了又は在学中の受験資格に基づき出願し、法科大学院において使用していた（している）氏名と令和8年4月1日現在の氏名が異なる方 ※最後の出願以降に、令和8年4月1日現在の氏名への変更届を提出している場合は不要です。	戸籍抄本（戸籍個人事項証明書） 又は 除籍抄本（除籍個人事項証明書） ※出願前6月以内に交付されたものに限る。	郵送出願	受験願書に同封して郵送
5	受験特別措置を希望する方	司法試験身体障害者等受験特別措置申出書	電子出願	スキャン等で電子化し、 マイナポータル上にアップロード ※データの縦横サイズは、6,000ピクセル以下 ※データサイズの合計は9MB以下
			郵送出願	受験願書に同封して郵送
		障害や傷病の程度を証明する書類等	電子出願	出願方法にかかわらず郵送 ※電子出願は、封筒に赤字で「令和8年司法試験出願添付書類在中」と記載した上、郵便局の窓口で「書留」扱いにして郵送 ※郵送出願は、受験願書に同封して郵送
			郵送出願	受験願書に同封して郵送

4 受験資格に関する事項【電子出願及び郵送出願】

(1) 受験者 ID について

前回司法試験に出願したときと同じ受験資格で出願する方だけでなく、旧司法試験若しくは予備試験において受験者 ID を取得している方又は前回司法試験に出願したときと異なる受験資格で出願する方についても、取得している受験者 ID を入力（記入）してください。

受験者 ID は、「受験資格確認通知書」（過去に受験した司法試験の受験票とともに送付）又は平成 20 年以降の司法試験成績通知書に記載されています。

受験者 ID が不明な場合は、司法試験委員会に確認してください。

(2) 出願の根拠となる受験資格について

受験者情報の「受験資格等」に、今回の出願に係る受験資格に対応するコードを入力（記入）してください。

なお、複数の受験資格を取得している場合には、いずれの受験資格に基づいて出願するかを選択の上、入力（記入）してください。

(3) 出願受験資格を選択する際の留意事項について

受験資格の選択に当たっては、必ず次の留意事項及び（出願要領（電子出願）10 ページ、出願要領（郵送出願）7 ページ）を確認し、十分検討の上選択してください。

ア 司法試験を受験すると、その受験に係る受験資格に対応する受験期間においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできません（法第 4 条第 4 項）。

イ 法科大学院課程を修了した方及び法科大学院課程に在学中の方は、司法試験委員会から法科大学院に対して、受験資格の有無に関する事項を照会して確認します。ただし、受験資格を確認できない場合は、受験資格を証明する書類の提出を求めることがありますので、その場合には、指定した期間内に必ず提出してください（司法試験法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 5 条第 1 項）。

ウ 法科大学院課程在学中の受験資格に基づき出願する場合、試験終了日までに同受験資格を喪失したとき（法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する学長認定が取り消されたとき）は、速やかに、在学している法科大学院に対し、同学長認定が取り消された旨を司法試験委員会に報告済みであるか否かを確認してください。同法科大学院から司法試験委員会にその旨の報告がなされていない場合は、速やかに、司法試験委員会に報告してください（施行規則第 5 条第 3 項）。

エ 法科大学院課程在学中の受験資格に基づき受験することを希望する方のうち、法科大学院課程修了の受験資格又は予備試験合格の受験資格を有する方は、出願要領（電子出願）10 ページ、出願要領（郵送出願）7 ページの受験資格コード表の中から、受験資格コード「4」（法科大学院課程修了の受験資格を有する場合）又は「5」（予備試験合格の受験資格を有する場合）を選択して出願した場合に限り、法科大学院課程在学中の受験資格を取得できなかったとき又は試験終了日までに同資格を喪失したときに、法科大学院課程修了の受験資格（受験資格コード「4」の場合）又は予備試験合格の受験資格（受験資格コード「5」の場合）に基づき、受験することができます。

ただし、法科大学院課程修了の受験資格又は予備試験合格の受験資格に基づき受験したことがある方は、同受験資格に係る受験期間内は、法科大学院課程在学中の受験資格に基づき受験することはできません。

オ 法科大学院課程在学中の受験資格に基づき司法試験を受けて合格した方は、司法修習生の採用要件として、その合格発表の日の属する年の 4 月 1 日以降に法科大学院課程を修了したことが必要となります（裁判所法第 66 条第 1 項）。

第4 出願後の記載事項の変更【電子出願及び郵送出願】

1 氏名、現住所、電話番号又は本籍地の変更

- (1) 出願方法にかかわらず、遅滞なく、変更届を司法試験委員会宛てに郵送してください（封筒の表には、赤字で「司法試験変更届在中」と記載してください）。

本籍地の変更は、都道府県が変更になる場合のみ提出してください。同一都道府県内での本籍地の変更は届出不要です。

なお、氏名の変更の場合は、変更を証明する戸籍抄本等（変更前後の氏名が記載されたもの。）を添付してください。試験終了後においても手続の方法は同様です。

- (2) 変更届には、試験地、受験者 ID（付与されている場合）、氏名（フリガナ）、生年月日を明記の上、氏名、現住所、電話番号又は本籍地のうち、変更のあった事項（変更前・後）を記載してください（本紙 10 ページ【変更届記載例】を参照）。受験票を受け取った後は、受験番号も記載してください。
- (3) 変更届の様式は、法務省ホームページの「出願後の記載事項の変更について」からダウンロードできます。

（法務省ホームページ、https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00272.html）



- (4) 郵送出願の場合、以下の郵便物を交付します（電子出願の場合、マイナポータルで通知されます。）が、新住所地で郵便物を受け取るには手続の都合上、時間を要します。

現住所変更届の提出時期と新住所に届く郵便物は以下のとおりです。

※ いずれの郵便物についても、対象者にのみ交付されます。

※ 現住所の変更については、必ず郵便局への転居届の提出手続も行ってください。

変更届の提出時期	新住所に届く郵便物
【電子出願】 4月 中旬まで 【郵送出願】 4月 末まで	受験票、短答式試験成績通知書、論文式試験成績通知書
【電子出願及び郵送出願】 7月 末まで	短答式試験成績通知書、論文式試験成績通知書
【電子出願及び郵送出願】 10月 末まで	論文式試験成績通知書

2 試験地（都道府県）等の変更

- (1) 試験地（都道府県）の変更

原則として認めません。

ただし、遠隔地への転勤等やむを得ない事情があり、かつ変更後の試験地の試験会場に空席がある場合に限り、変更を認めます。

変更を希望する場合は、出願方法にかかわらず、申請書（適宜の用紙に、受験者 ID（付与されている場合）、氏名（フリガナ）、生年月日、現住所及び電話番号を明記の上、試験地・受験希望エリア（変更前・後）及び変更を要する事情（理由）を記載したもの。）に当該事情を証明する書類（転勤の場合は辞令等の写し）を添付の上、令和8年5月15日（金）（消印有効）までに郵送で申請してください。期限を過ぎた場合は、受け付けません。

- (2) 同一試験地（都道府県）内の受験希望エリアの変更

理由を問わず認めません。

- (3) 同一試験地（都道府県）内の試験会場の変更

理由を問わず認めません。

3 選択科目の変更

理由を問わず認めません。

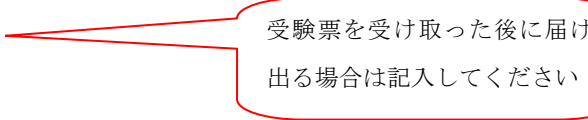
【変更届記載例】

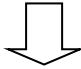
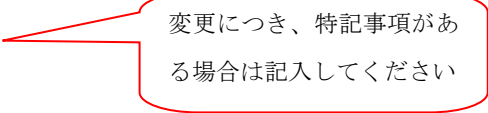
司法試験変更届

令和〇〇年〇月〇〇日

司法試験受験願書記載事項の変更につき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 試験地 東京都
- 2 受験番号 00001 

受験票を受け取った後に届出る場合は記入してください
- 3 受験者ID 200000000000
- 4 氏名 法務 みずき
- 5 フリガナ ホウム ミズキ
- 6 生年月日 平成8年10月1日
- 7 変更のあった事項（氏名・**現住所**・電話番号・本籍地）
【変更前】〒〇〇〇-〇〇〇〇
神奈川県横浜市〇〇区〇-〇-〇 法務マンション〇〇〇号室

【変更後】〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 司法アパート〇〇〇号室
- 8 その他特記事項 

変更につき、特記事項がある場合は記入してください

第5 受験者に交付される書類

受験者には、次表の書類が交付されます。

出願方法によって、交付書類や交付時期が異なるものがありますので、注意してください。

	交付書類	交付時期	取扱い等
1	<p>【電子出願】 司法試験試験受験票</p> <p>【郵送出願】 司法試験受験票</p>	<p>【電子出願】 令和8年4月30日（木） 通知開始予定</p> <p>【郵送出願】 令和8年5月22日（金） 発送予定</p>	<p>【電子出願】 マイナポータルで「司法試験試験受験票」が発行されますので、マイナポータルのマイページからダウンロード・確認した上、必ず紙に印刷して、試験当日に持参してください（スマートフォン等の画面表示のみでは受験できません。）。</p> <p>【郵送出願】 受験願書の現住所（郵便物送付先住所）に郵送しますので、試験当日に持参してください。</p> <p>令和8年6月1日（月）までに到着しない場合は、司法試験委員会に問い合わせてください。</p> <p>【電子出願及び郵送出願】 受験票には、出願手続の申請時の受験資格に関する情報が記載されています。これは、記載された受験資格によって出願を受け付けていることを示すものです。</p> <p>受験資格が確認できない場合等には、個別に連絡する場合があります。なお、受験者IDは、受験歴の確認及び司法試験委員会への問合せ等に使用しますので、大切に保管してください。</p> <p>記載事項について質問等がある場合は、司法試験委員会へ連絡してください。</p>
2	<p>【電子出願】 司法試験結果通知書</p> <p>【郵送出願】 短答式試験成績通知書</p>	<p>【電子出願及び郵送出願】 令和8年8月中旬 通知開始（発送）予定</p>	<p>【電子出願及び郵送出願】 短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した場合は、短答式試験の成績を通知します。</p>
3	<p>【電子出願】 司法試験結果通知書</p> <p>【郵送出願】 成績通知書（論文式試験及び総合評価）</p>	<p>【電子出願及び郵送出願】 令和8年11月中旬 通知開始（発送）予定</p>	<p>【電子出願及び郵送出願】 短答式試験及び論文式試験の全科目を受験し、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た場合は、論文式試験の成績を通知します。</p> <p>また、論文式による筆記試験の全科目につき最低ラインに達している場合は、総合評価の総合得点及び順位を通知します。</p>
4	<p>【電子出願】 司法試験合格者証</p> <p>【郵送出願】 合格通知書</p>	<p>【電子出願及び郵送出願】 3に同じ</p>	<p>【電子出願及び郵送出願】 合格及び合格証書授与の手続等について通知します。</p>

※ 電子出願の場合、上記書類は全てマイナポータルで通知されます。

第6 個人情報 の取扱い【電子出願及び郵送出願】

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施及び司法試験制度の検討に関する資料の作成並びに法科大学院における教育の充実を図るために利用します。

第7 受験上の注意事項【電子出願及び郵送出願】

以下の注意事項のほか、法務省ホームページの「令和8年司法試験に関するQ&A」も併せて参照してください。

(法務省ホームページ、https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html)



1 携行品

- (1) 受験票 (電子出願者は紙に印刷したもの)
- (2) 本人確認書類 (有効期限内で顔写真付きのもの)の原本
(例) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書など

2 注意事項

- (1) 各試験期日の受付終了時刻までに各試験会場において受付申出をしなかった場合、それ以降の受験はできませんので、時間に余裕をもって到着してください。
- (2) 試験会場では、試験監督員等の指示に従ってください。また、掲示内容等をよく確認し、各施設で定められている決まりを遵守してください。
- (3) 試験室内に持ち込める物品は、試験時間外を含め、上記携行品のうち、受験票のほか、
 - ① ペットボトル入りの飲用水 (飲用水以外は不可。詳細は、以下(4)を参照)
 - ② ハンカチ、ハンドタオル
 - ③ ポケットティッシュ (元のビニールは可、ケース等は不可)
 - ④ マスク (着用の上入室すること)
 - ⑤ ヘアゴム、ヘアピン
 - ⑥ 眼鏡 (眼鏡型の拡大鏡を含む。サングラスは不可)
 - ⑦ 耳栓
 - ⑧ 薬 (服用等に関する注意事項は、以下(5)を参照)
 - ⑨ 目薬、点鼻薬

のみです。その他の物品は持ち込めませんので、必ずロッカーにしまってください。ロッカーがない試験会場では、試験監督員の指示に従ってください。

携帯電話、スマートウォッチ、音響機器等の全ての電子機器類のほか、時計及びストップウォッチも持ち込めません (現在時刻及び試験の残り時間はアプリケーション上に表示されます。) ので、携帯電話は、必ず電源を切ってロッカーにしまってください。ロッカーがない試験会場では、試験監督員の指示に従ってください。

筆記具も持ち込めません。会場備品 (メモ用紙、シャープペンシル) のみ利用が可能です。

※ 障害等の種類・程度に応じた特別措置を希望する方で、持ち込みが許可されていない物品を試験室内に持ち込む必要がある場合は、受験特別措置の申出をする必要があります。詳細は、本紙14ページ「第8 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置」等を参照してください。

- (4) 試験室内への飲用水の持ち込みは、以下の条件をすべて満たす場合に限り許可します。
 - 容量が1,000ml以下の透明のペットボトル入りのもの1本に限ること
 - ラベルなどのパッケージは事前に外しておくこと
 - 飲む時を除き、キャップを締めた状態で足元に置いておくこと
 - ペットボトルは必ず持ち帰り、会場内に捨てていかないこと
- (5) 試験時間中に薬の服用を希望される方は、試験監督員等に申し出た上で試験室内に持ち込み、服用の際にも、再度、試験監督員等に申し出て、試験室外で服用してください。
- (6) 次の場合は、論文式試験の答えは零点となります。
 - 解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案

- 出願時に選択した選択科目と異なる科目について解答した答案
 - 1問と2問の答案入力箇所を取り違えた答案
- (7) 試験時間中にやむを得ずトイレに行く場合は、試験監督員の許可を得て、その指示に従ってください。
 - (8) 試験時間終了前に受験を終了することはできません。
 - (9) 空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、服装には十分に注意してください。
 - (10) 試験時間中に通常生じ得る範囲内の騒音等（監督員の巡回による足音・監督業務上必要な打合せなど、航空機・自動車・風雨・空調の音など、周囲の受験者の動作音・咳・くしゃみ・鼻をすする音など、照明の点滅など）については、救済措置等の対応は行いません。
 - (11) 出願方法にかかわらず、納付された受験手数料は、試験を受けなかった場合（受験資格を得られなかった場合も含む。）でも返還しません（法第11条第2項）。
 - (12) 不正の手段によって試験を受け、若しくは受けようとした場合又は法若しくは施行規則第7条（受験者が守るべき事項等）に違反した場合は法第10条に基づき処分されることがあります。
 - (13) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、法務省ホームページを参照するか、司法試験委員会にお問い合わせください。

第8 身体に障害や傷病等がある場合の受験特別措置【電子出願及び郵送出願】

視覚障害、肢体障害、その他身体に障害等がある場合は、審査により、障害等の種類・程度に応じた特別の措置を行います。また、出願後、不慮の事故などにより負傷した場合などにも、身体に障害のある場合に準じた受験特別措置を行います。申出が試験日の直前である場合や申出内容によっては、対応できないことがあります。詳細については、法務省ホームページを参照するか、司法試験委員会に問い合わせてください。

1 受験特別措置の申出

申出に際しては、次の書類を取りそろえて、**出願時に提出**してください（電子出願者は、「司法試験身体障害者等受験特別措置申出書」以外の書類については、封筒の表に赤字で「令和8年司法試験出願添付書類在中」と記載し、必ず郵便局の窓口で「書留」扱いにして郵送してください）。

司法試験委員会指定の申出書及び診断書は、法務省ホームページからダウンロードできます。

提出された書類は、司法試験委員会において調査し、必要に応じ、書類を追加提出していただく場合があります。

(1) 「司法試験身体障害者等受験特別措置申出書」

受験特別措置を申し出る本人が作成してください（代筆可）。

※ **電子出願者は、出願時に、スキャン等で電子化し、マイナポータル上にアップロードしてください。**なお、マイナポータル上に添付可能なデータサイズの合計は9MB以下となりますので、添付が困難な場合は司法試験委員会宛て連絡してください。

(2) 「法科大学院における特別措置の状況について」

法科大学院の定期試験等において、何らかの特別措置が講じられている場合には、法科大学院に対し、本書面に必要事項を記入するよう依頼してください。

本書面は、**出願方法にかかわらず**、「(3) 障害や傷病の程度を証明する書類」とともに郵送で提出してください。

既に法科大学院の課程を修了している場合は、修了した法科大学院において講じられていた措置の状況について、本人が作成して提出してください（代筆可）。

(3) 医師の診断書及び身体障害者手帳（交付を受けている場合に限る。）の写しその他の障害や傷病の程度を証明する書類

出願方法にかかわらず、郵送で提出してください。

なお、視覚障害（弱視）又は上肢障害の場合は、司法試験委員会指定の診断書を郵送してください。

(4) 補聴器の種類・形状が特定できる書面

補聴器の持参使用を申し出る場合は、**出願方法にかかわらず**、補聴器の種類・形状が特定できる書面（使用説明書又はカタログ等の写しなど）を郵送してください。

なお、電波受信機能（FM式など）を利用した補聴器は使用できません。

2 受験特別措置の実施方法等についてのお知らせ

受験特別措置の実施方法等については、申出者宛てに令和8年6月下旬ないし7月上旬頃、郵送によりお知らせする予定です。

3 受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項

特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項の例は、次のとおりです。

(1) 視覚障害

ア 特別措置の対象となる障害の程度

区 分	特 別 措 置 の 対 象 と な る 障 害 の 程 度	
視 覚 障 害	Ⅰ	良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.03以下の者
		良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下の者
		周辺視野角度（Ⅰ／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2視標による。以下同じ。）が28度以下の者
		両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者
	Ⅱ	良い方の眼の視力が0.15以下の者
		周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者
		両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者
	Ⅲ	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者
	Ⅳ	上記区分以外の視覚障害を有する者

イ 特別に措置する事項

区 分	特 別 に 措 置 す る 事 項	
視 覚 障 害	Ⅰに該当する者	視覚障害Ⅰに該当する方全員に、電子データによる司法試験用法令集を貸与（私物パーソナルコンピューター（以下「私物パソコン」という。）が必要となります）
		試験時間延長（私物パソコンが必要となります）
		私物パソコン用電子データによる出題・私物パソコンによる答案作成（私物パソコンが必要となります）
		点字による出題・点字による答案作成
		点字器具（点字器、点字盤、点字タイプライター及び表面作図器〔レーザーライター〕・同用紙など）の持参使用
		ラインマーカークの代用としてのセロテープ、シール、付箋紙及びクリップ等の持参使用（点字使用者のみ）
	Ⅱに該当する者	試験時間延長（私物パソコンが必要となります）
	Ⅱ～Ⅳのいずれかに該当する者	私物パソコン用電子データによる出題・私物パソコンによる答案作成・私物パソコン用電子データによる司法試験用法令集の貸与（私物パソコンが必要となります）
		私物モニターの使用（パソコンは試験会場のものを使用する場合）
		拡大した司法試験用法文の貸与（B4版）【論文式試験のみ】（私物パソコンが必要となる場合があります）
		拡大読書器の持参使用（私物パソコンが必要となる場合があります）
		拡大鏡の持参使用（私物パソコンが必要となる場合があります）
	照明器具の持参使用（延長コードは受験者が持参）（私物パソコンが必要となる場合があります）	

3 受験特別措置の対象となる障害の種類・程度及び特別に措置する事項（続き）

(2) 肢体障害

ア 特別措置の対象となる障害の程度

区分		特別措置の対象となる障害の程度
肢体障害	I	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、手指によるパソコンの操作が不能であり、パソコンの操作に著しく時間を要するもの
	II	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、健常者に比しタイピング速度が著しく遅いもの

イ 特別に措置する事項

区分		特別に措置する事項
肢体障害	Iに該当する者	介助者の配置（介助者は司法試験委員会で配置）
	I・IIに該当する者	試験時間延長（私物パソコンが必要となります）
		私物パソコンによる答案作成（私物パソコンが必要となります）
		床に座す、横臥しての受験（私物パソコンが必要となる場合があります）
		脚が伸ばせる配席（私物パソコンが必要となる場合があります）
	車椅子受験（私物パソコンが必要となる場合があります）	

(3) 聴覚障害（解答方法及び試験時間については、特別な措置をしません。）

特別に措置する事項
監督員等との筆談
補聴器の持参使用（電波受信機能〔FM式等〕を利用した補聴器は使用不可）

(4) その他病弱、傷病及び前記障害の区分に共通して措置を行うもの（解答方法及び試験時間については、特別な措置をしません。）

特別に措置する事項
椅子の持参使用
試験室の出入口付近への配席
試験室入退出時の付添人の同伴

第9 参考事項

参考1 司法試験

1 目的

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます（法第1条第1項、第3項）。

2 試験科目

(1) 試験は短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行われます（法第2条第1項）。短答式試験と論文式試験は同時期に行われ、受験者全員が両方の試験を受けることになります。

短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の科目について行われます（法第3条第1項）。

- ・ 憲法
- ・ 民法
- ・ 刑法

(2) 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次の科目について行われます（法第3条第2項）。

- ・ 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）
- ・ 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- ・ 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- ・ 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目（選択科目）

(3) 選択科目は、次の8科目とされています（施行規則第1条）。

- ・ 倒産法
- ・ 租税法
- ・ 経済法
- ・ 知的財産法
- ・ 労働法
- ・ 環境法
- ・ 国際関係法（公法系）
- ・ 国際関係法（私法系）

3 合格者の決定方法

合格者の判定は、短答式試験の合格に必要な成績を得た者について、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行われます（法第2条第2項）。なお、合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会によって決定されます（法第8条）。

参考2 受験資格

司法試験法第4条に、受験資格が規定されています。

● 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄）

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院の課程を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
 - 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。
- 一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの
 - イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。
 - ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。
 - 二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間
- 3 前項の規定により司法試験を受けた者が同項第一号の法科大学院の課程を修了した場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定により最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。
- 4 第一項又は第二項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（第一項各号に規定する法科大学院の課程の修了若しくは司法試験予備試験の合格又は第二項第一号に規定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大学院を設置する大学の学長の認定をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（第一項各号に定める期間又は第二項第二号に掲げる期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

● 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）（抄）

（出願手続）

第五条 司法試験を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出しなければならない。この場合において、司法試験委員会が定める者にあつては、司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。

- 2 法第四条第二項の規定により司法試験を受けようとする者が前項の規定により受験願書を提出したときは、学長認定期日までに、法第四条第二項第一号の規定による認定を受けなければならない。
- 3 前項の者は、法第四条第二項第一号の規定による認定を受けた後、第四条第三項の規定により当該認定が取り消されたときは、遅滞なく、その旨を司法試験委員会に報告しなければならない。ただし、司法試験委員会が既にその事実を知っているときは、この限りでない。
- 4 （略）
- 5 （略）
- 6 司法試験委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受験願書を提出した者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）を利用することができないときは、当該受験願書を提出した者に住民票の写しを提出させることができる。
- 7 （略）